

# 砂防関連法に基づく各種申請について

## 【砂防関連法の許認可について】

次の区域内で制限行為（盛土、切土等）を行う場合には、各法律に基づく許可が必要となります。

- ・砂防指定地（砂防法）
  - ・急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法）
  - ・地すべり防止区域（地すべり等防止法）
- （参考リンク：[「各種申請」](#) 砂防水資源課へリンク）

また、土砂災害特別警戒区域内で特定の開発行為を行う場合は、許可が必要になります。

（参考リンク：Q&A

[「土砂災害特別警戒区域内において特定開発行為を行いたい」](#)）

## 【とちぎ地図情報公開システムについて】

[とちぎ地図情報公開システム](#)（外部サイトへリンク）にて、栃木県砂防指定地の管理等に関する条例、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法、土砂災害警戒区域の確認をすることができます。

担当：保全部管理チーム TEL：0287-44-2186  
受付・相談時間：平日 9:00～12:00 13:00～17:00  
（土日・祝は閉庁となります。）